

「医療観察訪問看護」について

平成 17 年 7 月から、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、訪問看護ステーションは特例により指定通院医療機関に準じて「医療観察精神科訪問看護・指導料」の訪問看護を実施していました。このたび、同法律に基づく「医療観察訪問看護の費用の額の算定方法」について、厚生労働省告示第 138 号及び関連通知が平成 22 年 3 月 31 日付で発出され、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室長から、4 月 1 日から実施の周知依頼がありましたので、とりまとめてお知らせします。

1. 医療観察訪問看護のしくみ

1. 「医療観察訪問看護」とは

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行って、通院対象者通院医学管理のもとに通院している対象者に対して、指定通院医療機関の主治医の指示に基づき、本人または家族の了解を得て訪問し、看護又は必要な療養上の指導を行うことです。

※公費負担医療制度が適用されます。

2. 医療観察訪問看護の従事者は、保健師、看護師又は作業療法士であって、精神病棟等の勤務経験者か、精神科訪問看護の経験者、精神保健福祉センター等で精神保健に関する業務経験者、精神保健及び医療観察法制度に関する研修修了者とされています。

※准看護師は看護師等と同時訪問のみ従事できます。

3. 医療観察訪問看護を行う訪問看護ステーションは、訪問看護事業型指定通院医療機関の指定を地方厚生局長から受ける必要があります。

4. 指定を受けるに当たっては、通院対象者通院医学管理を行う医療機関との連携が条件です。

5. 医療観察訪問看護の報酬は点数（1 点＝10 円）となっていますが、費用の請求は、現在、訪問看護療養費請求書や明細書等を転用します。

2. 医療観察訪問看護に要する費用の額の算定方法

報酬の構成は、1. 医療観察訪問看護基本料の点数に、2. 医療観察訪問看護管理料又は3. 医療観察訪問看護情報提供料を加えた点数で、交通費は患家の負担となります。

1. 医療観察訪問看護基本料

○訪問回数は、「前期通院対象者通院医学管理料」を算定されている月は週5回まで、それ以外は週3回を限度。

○1か月に医療観察訪問看護（訪問看護ステーション）と、医療観察精神科訪問看護・指導料（指定通院医療機関）が混在する場合は同一日に実施しないこと。また、算定回数をあわせて、週5回（又は週3回）を限度。

○訪問看護記録書に記録すること

初回訪問時：訪問年月日、病歴・家族構成・家庭での看護状況・家屋の状況・日常生活活動の状況・保健福祉サービス利用状況

経過記録：訪問年月日・対象者の病状・家庭等での看護の状況・実施した訪問看護内容・要した時間（開始時刻と終了時刻）

イ 医療観察訪問看護基本料（Ⅰ）555点

通院対象者又は家族等に対する訪問看護で、1回30分～1時間30分程度

●**複数名訪問看護加算**：**イ 看護師等と看護師等：430点、ロ 看護師等と准看護師：380点**

※主治医が必要を判断し、他の看護師等又は准看護師と同時に訪問して医療観察訪問看護を行った場合

ロ 医療観察訪問看護基本料（Ⅱ）160点

通院対象者であって、障害者自立支援法に規定する障害者福祉サービスを行う施設、福祉ホーム、精神障害者社会復帰施設等（医師や看護師の配置が義務づけられていない施設）の了解のもとに、入所している複数者に対して同時に行う訪問看護。1回1時間～3時間程度で、1日に5名程度を標準として8名を超えない。

●**3時間を越えた場合の加算**：40点

※3時間を越えた場合は5時間を限度として1時間又はその端数を増すごとに加算

2. 医療観察訪問看護管理料

○1月に12日を限度として、次のような訪問看護の計画的管理が継続されている場合に訪問の都度、算定。なお、家族等との電話や療養の相談、ケア会議が開催されない月における情報提供などが管理療養費に含まれる。

※厚生労働省 障害保健福祉部 精神・障害保健課による「通院処遇ガイドライン」「地

域社会における処遇のガイドライン」を参考にすること（平成17年7月14日発出）。

○安全な医療観察訪問看護の提供体制が整備されていること。

イ 安全管理に関する基本的な考え方、事故発生時の対応方法等が文書化されている。

ロ 訪問先で発生した事故、インシデント等が報告され、その分析を通じた改善策が実施される体制が整備されていること。

○訪問看護計画書及び訪問看護報告書が精神保健観察を担当している保護観察所及び通院対象者通院医学管理を実施している指定通院医療機関に提出されていること。

イ 月の初日の訪問の場合：730点

ロ 月の2日目以降12日までの訪問の場合（1日につき）295点

3. 医療観察訪問看護情報提供料

○ケア会議に医療観察訪問看護実施機関の看護師等が出席し、通院対象者の看護又は療養上必要な指導についての情報提供を行った場合に、ケア会議の開催ごとに1回算定する。

○訪問看護記録書に記録すること

ケア会議開催日時・ケア会議出席看護師等の名前・関係機関への情報提供の要点

○1人の通院対象者に対しては、1か所の訪問看護事業型指定通院医療機関（訪問看護ステーション）のみ算定できる。

●医療観察訪問看護情報提供料：200点